

第73回 大和郡山市都市計画審議会 議案書

令和4年12月16日（金）

大和郡山市 都市建設部 まちづくり戦略課

第1号議案

会長の選出について

第2号議案

特定生産緑地の指定案について

第2号議案 特定生産緑地の指定案について

1. 特定生産緑地の指定状況

平成29年の生産緑地法改正により特定生産緑地制度が創設され、生産緑地地区に指定されてから30年を経過する地区については、申し出により、さらに10年間の延長が可能になりました。

特定生産緑地に指定する時は、生産緑地法第10条の2第3項に基づき、都市計画審議会の意見を聴くこととされています。

特定生産緑地指定後は、同条第4項に基づき公示します。

公示の状況（全体に占める割合）

指定年月日	地区	面積（㎡）
平成31年2月8日	17（21.0%）	18,012.59（15.1%）
令和元年6月21日	11（13.6%）	21,208（17.8%）
令和元年12月5日	6（7.4%）	6,321（5.3%）
令和2年4月17日	10（12.3%）	8,862（7.4%）
令和2年8月20日	1（1.2%）	625（0.5%）
令和3年5月10日	7（8.6%）	7,296（6.1%）
令和3年10月5日	1（1.2%）	509（0.4%）
令和4年8月15日	20（24.7%）	22,466.43（19.1%）
合計	63（77.8%）	82,937.23（70.5%）

2. 指定案の概要

指定時期	地区	面積（㎡）
令和4年12月25日	3（3.7%）	2,851（2.4%）

3. 指定案一覧（申出受付分）

地区番号	地名地番	地目	面積（㎡）	受付日	資料番号
36	矢田町5518-1	畑	1,561	R4.8.25	1-1・1-2
98	額田部北町381	畑	234	R4.9.30	2-1・2-2
	額田部北町383	畑	247		
99	額田部北町393-1	畑	809	R4.9.30	3-1・3-2

4. 指定取消について

生産緑地番号	地名地番	特定生産緑地指定日
16	九条平野町380	R4.8.15

取消事由：

特定生産緑地指定の申出以降、所有者の体調が悪化し、生産緑地を維持管理していくことが困難になったため

参考：

『生産緑地法第10条の2に規定される特定生産緑地の指定に係る法的効力が生じるのは申出基準日以後であることから、都市計画審議会の意見聴取後や公示後であっても申請の取り下げは法律上可能』（生産緑地担当者会議議題R1A-25・国土交通省の見解）

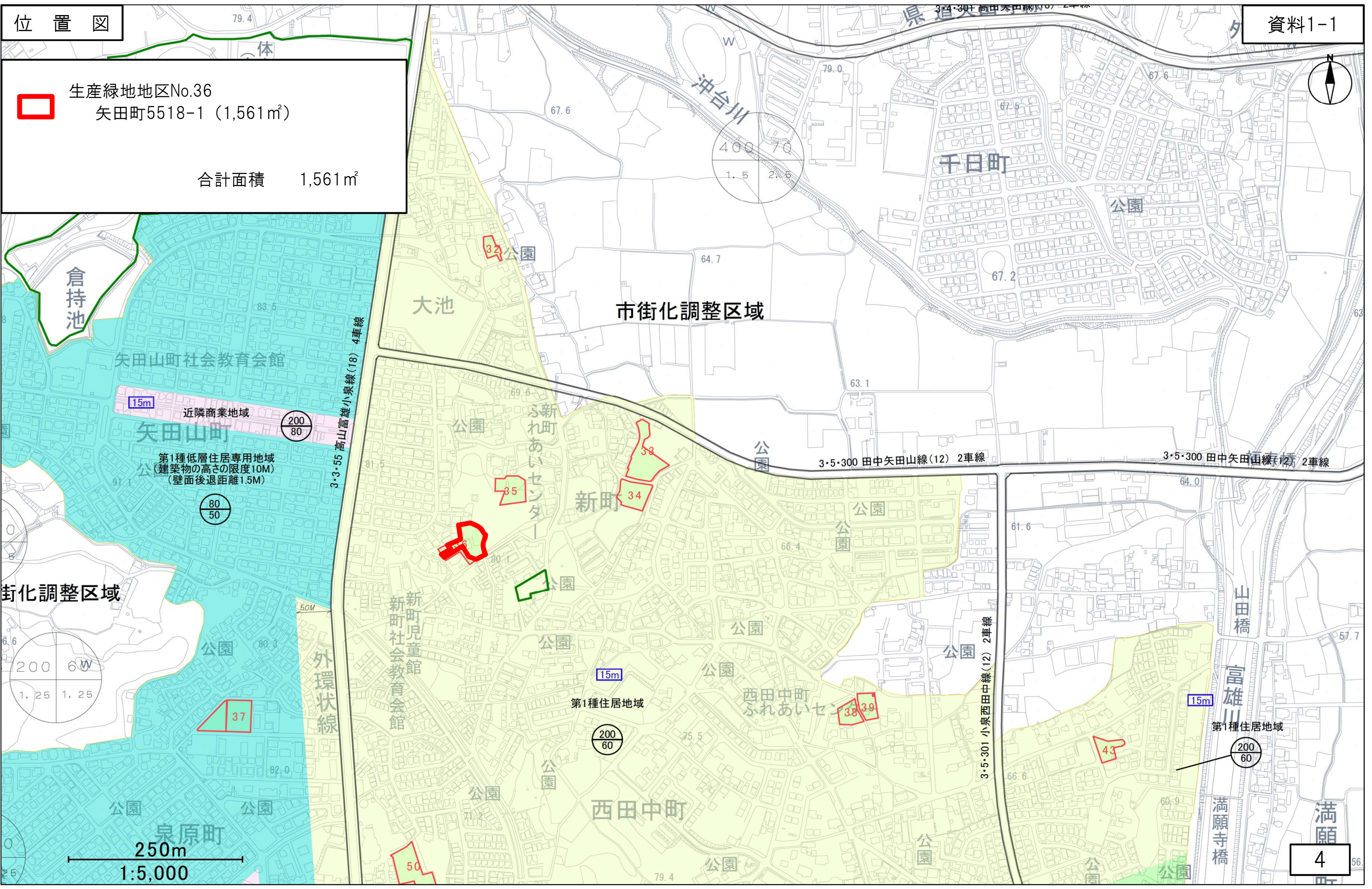
5. 制度周知の経緯と今後の予定

令和4年1月～3月	特定生産緑地制度の再周知
令和4年4月28日	特定生産緑地の申出期限
令和4年12月6日	特定生産緑地の申出がない所有者に対し、30年経過による買取り申出の説明文書を発送
令和4年12月16日	都市計画審議会に諮る（最終回） 特定生産緑地指定の公示（最終回）
令和4年12月25日	特定生産緑地指定申出基準日
令和4年12月26日	指定後30年経過した生産緑地の買取り申出受付開始

6. 特定生産緑地指定申出の意向について

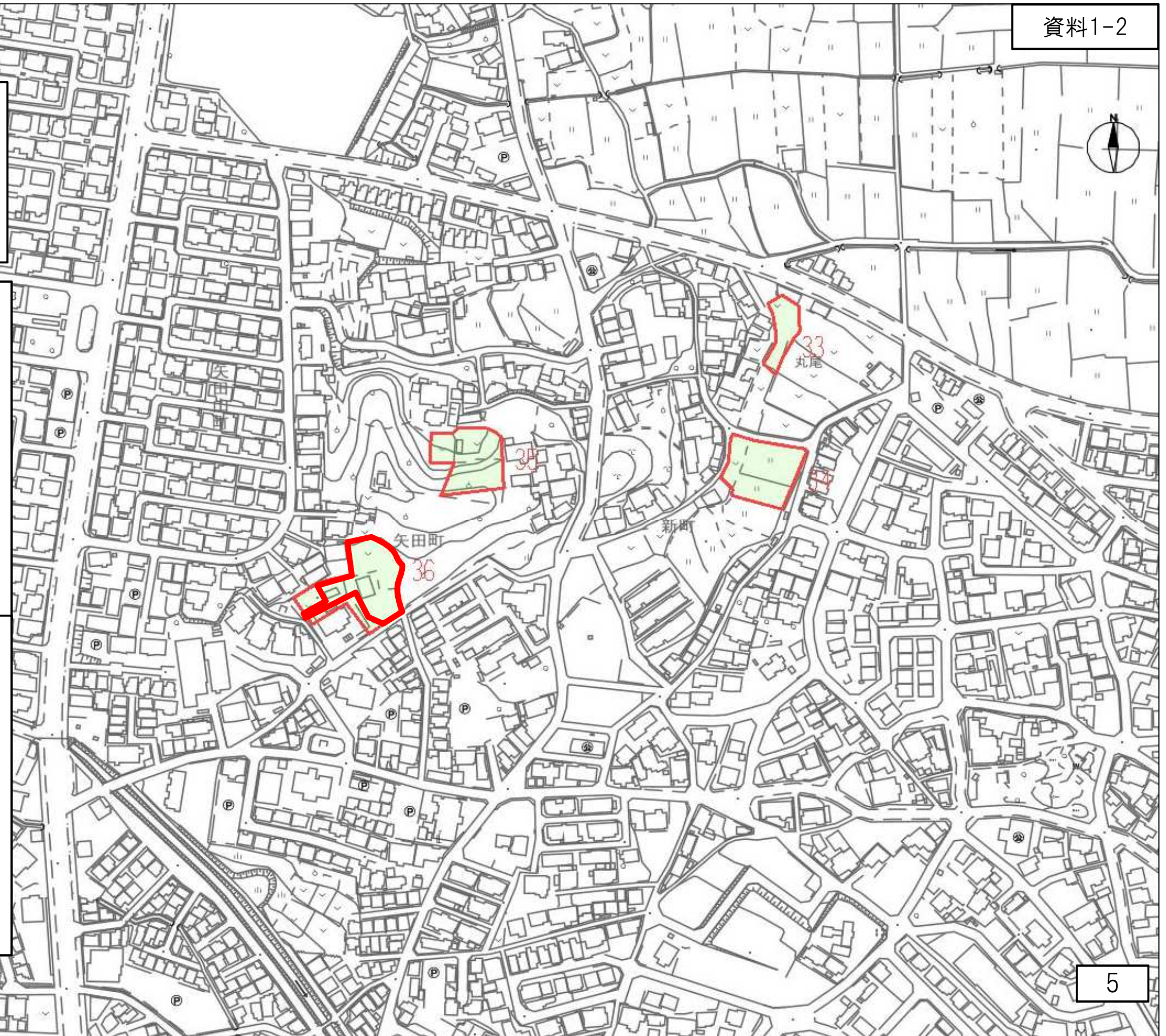
	名義数	地区数	筆数	面積（ha）
指定済み（予定）	71	64	163	8.58
意向あり	0	0	0	0
意向なし	21	25	62	3.18
検討中	0	0	0	0

生産緑地地区No.36
 矢田町5518-1 (1,561㎡)
 合計面積 1,561㎡



生産緑地地区No.36
矢田町5518-1 (1,561㎡)

合計面積 1,561㎡

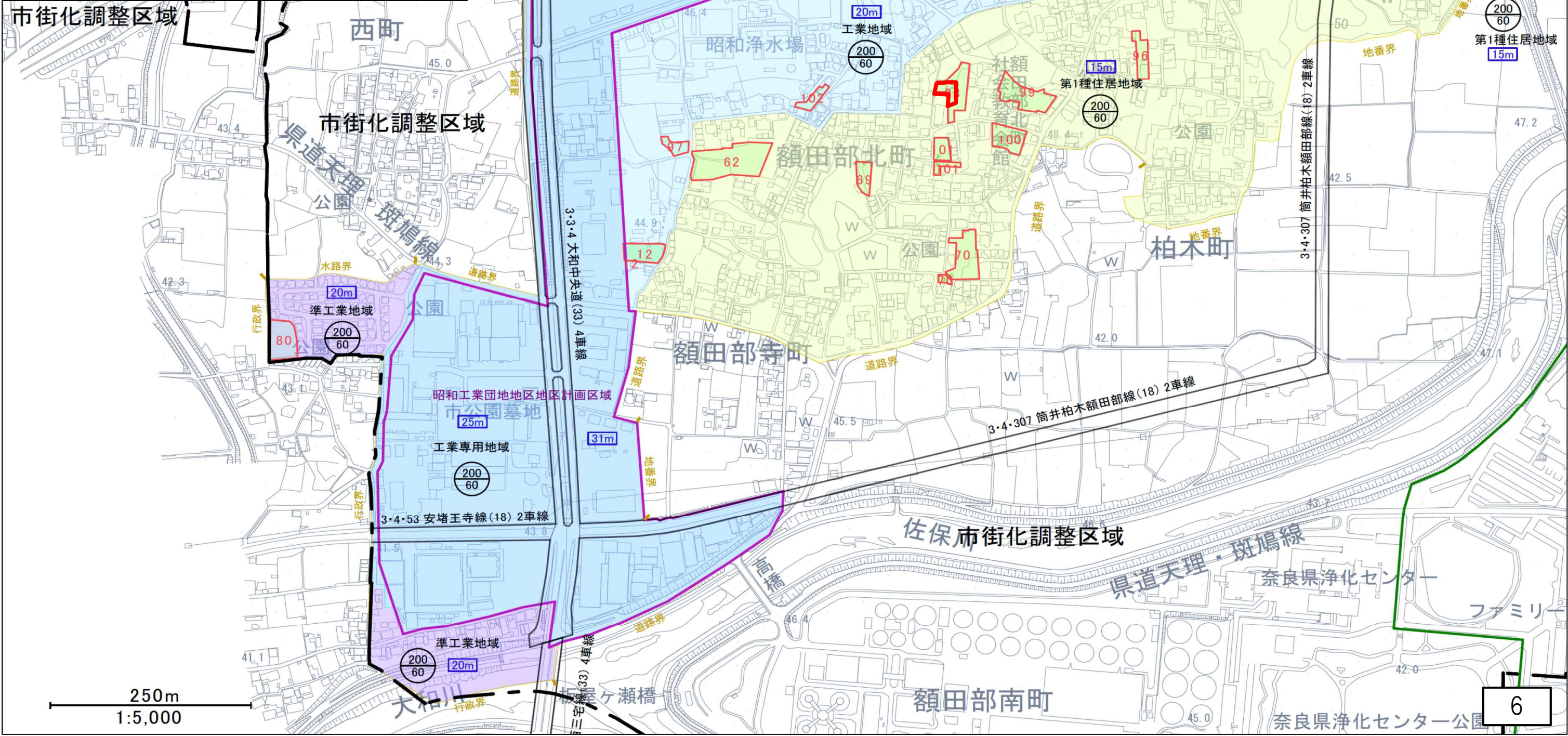


100m
1:2,500

位置図

資料2-1

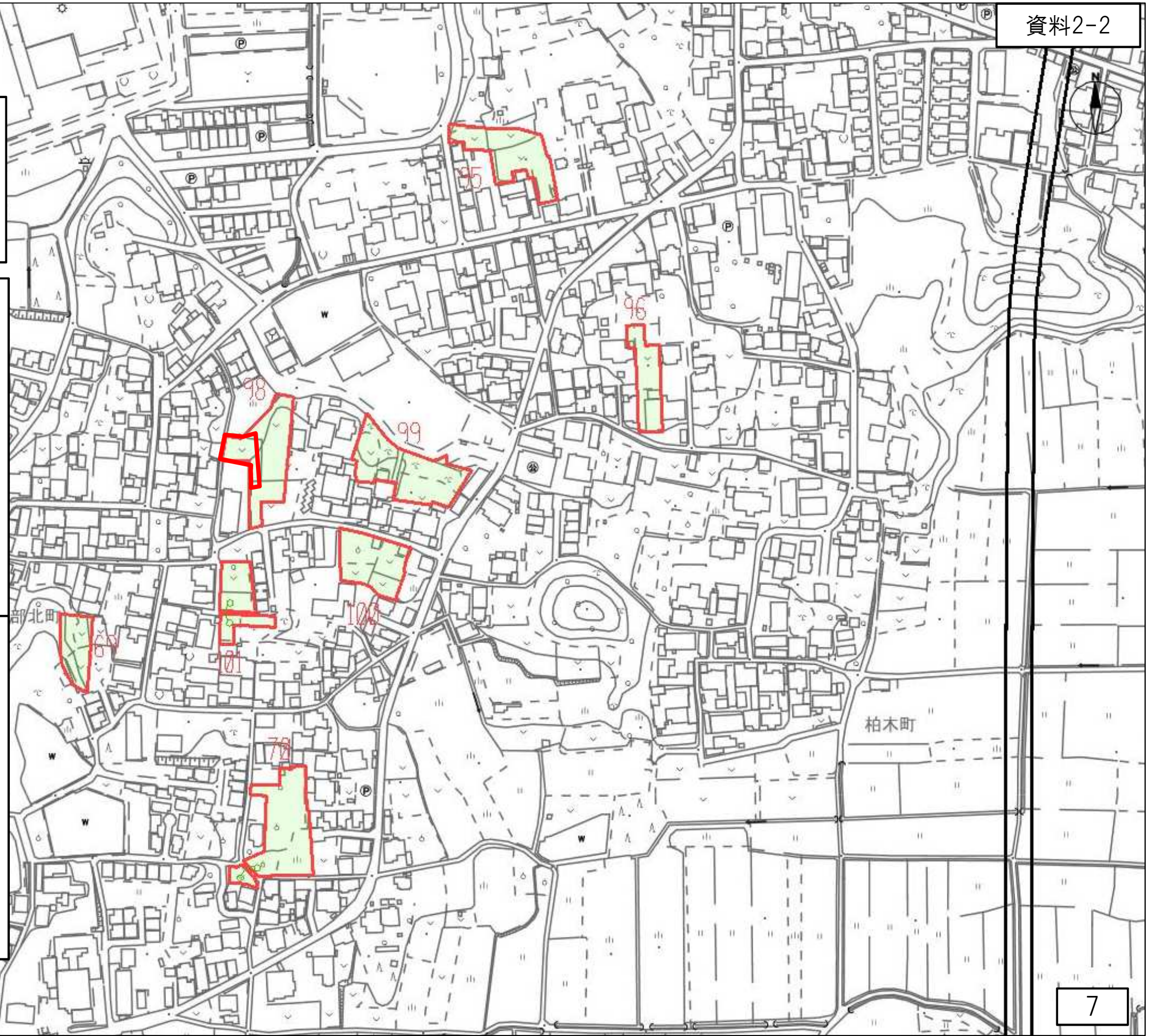
生産緑地地区No.98
 額田部北町381 (234㎡)
 額田部北町383 (247㎡)
 合計面積 481㎡



250m
 1:5,000

特定生産緑地指定区域（案）

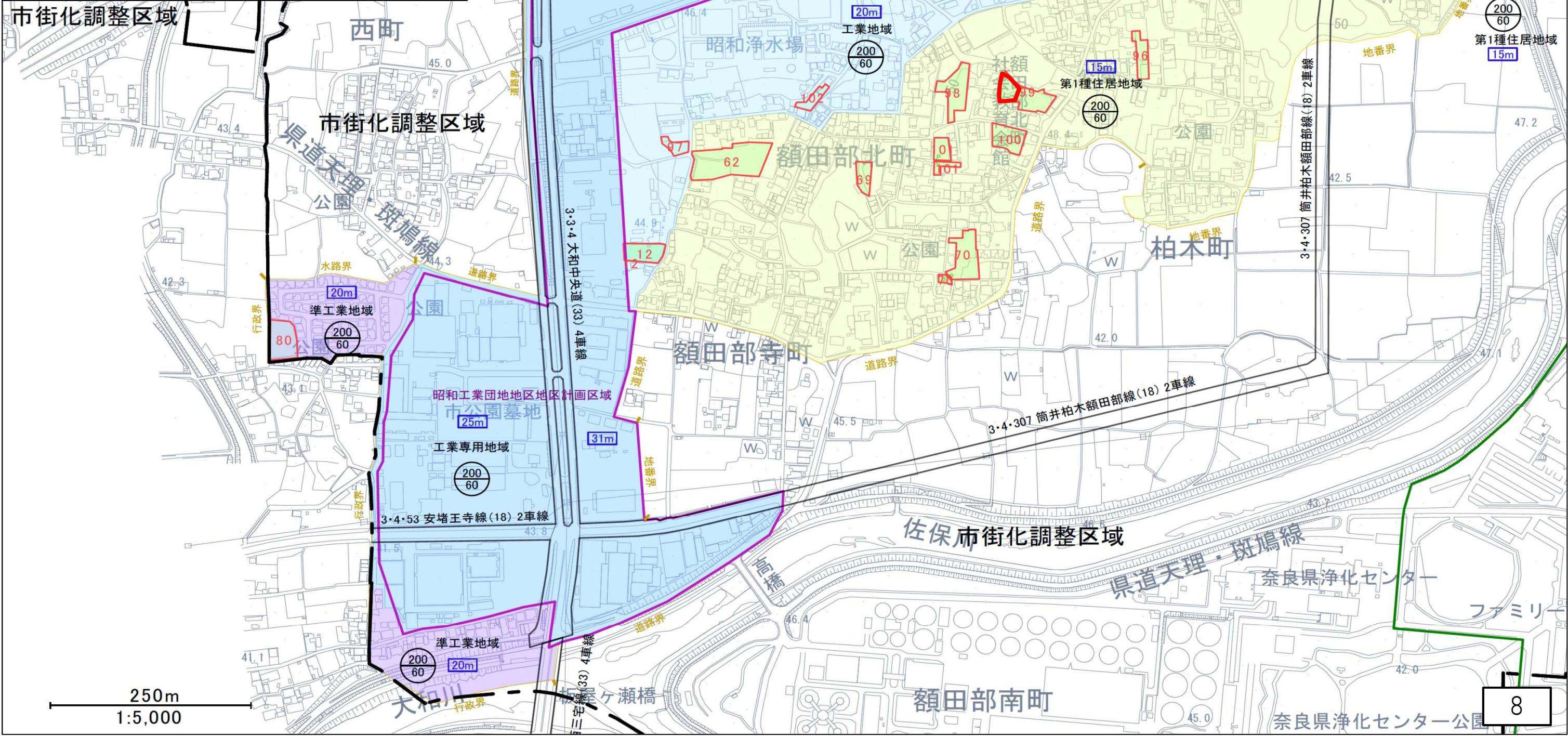
生産緑地地区No.98
額田部北町381 (234㎡)
額田部北町383 (247㎡)
合計面積 481㎡



位置図

資料3-1

生産緑地地区No.99
 額田部北町393-1 (809㎡)
 合計面積 809㎡



特定生産緑地指定区域（案）

生産緑地地区No.99
額田部北町393-1 (809㎡)

合計面積 809㎡

